

令和5年度 第6回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和5年9月11日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第20号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第21号 農地法第4条許可申請書審議について
議案第22号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第23号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）
5. そ の 他 報告事項 非農地証明願について
6. 出席委員
農業委員
1 番 境 栄一郎 2 番 長野 和代 3 番 清住 昇
4 番 松本 茂 5 番 伊豆野 誠 6 番 五嶋 靖
7 番 岡本 篤幸 8 番 平井 豪 9 番 草場竜一郎
10 番 本田 廣正 11 番 中村 幸信 12 番 河嶋 隆雄
13 番 緒方 寛二 14 番 中村 節美
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 田上 安幸 松永 博文 坂本 導成 松野 文男
上村 敦之
7. 欠席委員
農業委員
なし
農地利用最適化推進委員
西村 盛一 外村 和彦 井芹 康雄 伊佐 浩二
8. 議事録署名人
10 番 本田 廣正

11番 中村 幸信

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。定刻より若干早いですが、全員おそろいですので、ただいまから総会を始めたいと思います。

まずは、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和5年度第6回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まずは、会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、お疲れです。朝夕は、かなりしのぎやすくなってまいりましたが、まだまだ残暑厳しい日が続いていますので、農作業を行われる場合は十二分に注意をしていただきたいと思います。

せんだってから行っておりました利用状況調査、実態調査は、暑い中、皆さん大変お疲れでございました。二、三日前の農業新聞に載っていたんですが、日本の耕地面積の4分の1が、要するに所有者不明のゴーストであると、こういう内容で載っておりました。したがって、そういう農地を、後、作るにしても、なかなか所有者不明で簡単に作れないというような内容で、農地法上の問題もあり、法務局で耕作放棄といいますが、相続放棄といいますが、そういう証明等も確認しながらやらなくてはいけないよというような内容が載っておりましたので、まあ大変だと思います。私たちは、そういう耕作不明者の農地とか遊休農地等は、なるべく出さないような形で、日頃の農業委員会の活動で早期に発見をしながら、そういうものがないような形でやっていきたいと思っております。

それから、今年の米の関係についても新聞に載っておりましたが、需給が、かなり、緩和されていたという内容で、政府の思惑どおりの6月末の最後となっておりますよというようなことで、概算金も全国的に1,000円ほど上がっております。したがって、これから先、収穫に入りますが、収穫までは台風が襲来しないことを期待したいと思います。

本日は3条から5条までと基盤法の強化法に関して、それから非農地の証明願、こういう関係が議題として出てきておりますので、皆さんに忌憚のない意見を願ひしながら、冒頭に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上です。

事務局長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、10番委員の本田廣正委員と11番委員の中村幸信委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき会長をお願いいたします。

会 長 それでは、早速審議に入ります。

議案第20号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。

それでは、説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第20号、農地法第3条許可申請書審議について、農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和5年9月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは審議に入りたいと思います。2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。では説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

今回の申請地は赤色の部分です。こちらにグリーンセンターがございまして、今回の申請地は、ここから北西に約670メートルのところに1筆あります。

場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、2番委員の長野委員から、農地の耕作賃借権設定(10年)について、

農地法上問題がないか説明をお願いします。

○2番

2番委員の長野です。

今回は、申請人が子である相手方に農地の管理について相談し、了承を得られたため申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

1については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

2については、該当しません。

3については、該当しません。

4については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

5については、該当しません。

6については、問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長

現地調査を行っておりますので、6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番

6番委員の五嶋です。

先月の8月29日に、会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口字舞ノ原に1筆あります。申請地には花木の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたすおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長

ただいま、6番委員の五嶋委員から現地調査の報告、また、2番委員の長野委員から、農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

はい、本田委員。

○10番

これは2筆あるんじゃないやか。何か奥の方が広くなかった。800にしてはね。たしか、その横をよく通るんだけど、奥の方まであるから。左側に延びてなかったで

事務局

左奥のほうは別の筆です。

○10番

ばってん、全然畔もないでしょう。

事務局

ないんですけど、境界杭が打ってあります。

○10番

境界が打ってあった。

事務局

はい。

○10番

同じ人が耕したような感じでね、何か土地の格好がね、この面積にしてはあまりにも広いなと思ってね。

会 長 本田委員、よろしいですか。

○10番 はい。

会 長 伊豆野委員、どうぞ。

○5番 審議欄が抜けているんですが、これ、ただの記入漏れですかね。

事務局 失礼しました。横のほうに書いていただければ助かります。

会 長 境委員どうぞ。

○1番 この譲受人の、今の耕作面積が1,220ということで、五反要件がもう解除されてからのやつだと思うんですけど、農業委員会では、ここの譲り渡す五反要件がなくなった状態で、どういう形で、その面積が少なくとも譲渡しとか可能というような感じで考えておられるのか。

事務局 よろしいですか。どういう要件でこの譲渡しが可能になるかということですね。五反要件というのはあったんですけど、撤廃されたほかの要件にも、従事日数の要件やら、あと、農地を耕すのに必要な機械や器具、こちらの要件を満たしておれば、譲り受けられるという許可の条件に当てはまるということになります。

○1番 じゃあ、この場合は従事日数が十分あったということで……。

事務局 あって、機械もそろっているのではということです。

○10番 恐らく従事日数だけでも、機械は●●なんですよ。

事務局 本人と会社さんも持っておられる……。

○10番 ●●●なんですよ。これは●●●の若社長なんです。土地もほとんど、譲られていないんですね。だから従事はずっとしていますので、その条件的に今言われているのは、私が思うのは従事日数でいけると思う。機械も全部ね、まだ●●●です、全部。

事務局 機械とかの場合は、自分で所有じゃなくても、借入れとかでもオーケーになる。とりあえず、そこを耕作できるような条件を整えればということで。

○10番 うん、所有じゃないですね。

事務局 はい。

○10番 だから使用は可能ですね。自分のところのですね。

会 長 境委員、よろしいですか。

ほかに何か。河嶋委員。

○12番 一応親子関係ということで、契約の種類というか、耕作賃借権設定になっていますけど、使用賃借じゃなかですかね。

事務局 そのところを確認はしたんですけども、あえて賃借権の設定で今回契約をするというところで、親子間であっても、お金のやり取りを発生させて、息子さんからお母さんを会社のほうでバックアップするという形を取りたいとということで、今回賃借権の設定になっております。

- 会 長 河嶋委員よろしいですか。ほかに、どなたか御意見ございませんか。
ほかにはないようでございます。
それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号1番については原案どおり許可することに決定いたします。
- 事務局長 それでは、続きまして議案第21号、農地法第4条許可申請書審議についてを議題とします。
事務局長から説明をお願いします。
事務局長 それでは、4ページをお願いいたします。
議案第21号、農地法第4条許可申請書審議について。
農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。
令和5年9月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
以上です。
- 会 長 ありがとうございます。
それでは、5ページをお願いします。
議案第21号、農地法第4条許可申請書審議調書の番号1、番号2については隣接しており、目的も同一のため一緒に審議したいと思います。
それでは、5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。
- 5番 5番委員の伊豆野です。それでは、番号1と2について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・転用の理由を読み上げ)
- 会 長 それでは、続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
事務局 御説明申し上げたいと思います。地図につきましてはお手元の資料6ページに添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。
左下、国道443号線がこのように通っておりまして、右端に龍野小学校、それに緑川団地がこのようになっております。申請地につきましては、こちらは製材所になりますが、製材所の中にあります赤い印をつけたところ2筆。隣が町の水道管理センターになり、申請場所はこの赤いところでございます。
場所については、以上でございます。
- 会 長 それでは、続きまして、転用申請に係る可否の判定について、5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。
- 5番 5番委員の伊豆野です。それでは説明します。
今回の申請は、隣接する住宅団地の発展に伴い、自身が経営する作業所との間に、

防音、防風対策のための緩衝地帯が必要なため植林されたものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明いたします。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、街区の面積に占める住宅の面積が40%を超える地区内にある農地であり、第3種農地に該当すると思われるため転用は可能だと思います。

2については、ほかに代わる土地はありません。

3については、既に植林されているため問題ないと思います。

4については、既にL型擁壁を設置されており、周囲には農地がないため支障を及ぼす恐れはありません。

5については、問題ありません。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当いたしません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。8番委員の平井委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の平井です。

先月の8月29日に、会長、五嶋委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字有安字中川原にある農地2筆で、農地の状況としては、周囲を宅地に囲まれた農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。このため、転用は可能と存じます。

また、今回の申請地は、既に植林され隣接する農地がないことから、転用による周囲の営農に支障をきたすおそれがないことを報告します。

以上です。

会 長 ただいま、8番委員の平井委員から現地調査の報告、また、5番委員の伊豆野委員から、第3種農地に該当し、可否の判断である「農地法第4条第6項第1号から第6号」のいずれにも該当しないため、転用は可能と判断するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

境委員、どうぞ。

○1番 もう15年前に木を、防風林のため植えられたということですけど、実際これから、空いているところに勝手に植えて、その後、転用をお願いするという形を許しているのかどうか。本来は多分、ちゃんと畑地としとかないかんやっと思ったんですけど、別にその辺のところのお叱りとか、始末書だけで済まされるものなのかなと。

会 長 事務局、何か回答ありますか。

事務局 一応、以前からやってたというのは存じておまして、本人さんも、転用しなけ

ればいけないというところが、ちょっと意識が欠落しとったと後でおっしゃいまして、住宅団地がどんだんどんどん発展していく中で、先にあった工場であっても、後から、そういう人たちが、騒音だ、粉じんだとか、そういったと言われる事が、多々ほかでもあっておりますので、それを未然に防ぐために、やはり、やむを得ずやったというようなお話ではございました。

ただ、境委員のおっしゃるとおり、ほかの場所ですよ、そういった、やってしまったから後で認めてくださいというのは基本的には駄目。罰金制度もございませうけども、そういったとを未然に防いでいくのが、我々農業委員会の使命だとは思っておりますが。畑等に植林、果樹とかそういったとを植えて、管理できんで山林状態になって転用を認めてくれと今後言われてくることもあるかと思いますが、そういった場合であっても、周りの状況次第では認められないということもあるかと思っております。

ここにつきましてはエリア内、この国道と堤防で分断された、この一定のエリアの中で、住宅用地、雑種地、工場用地等含めた占有率が40%を超えているということで、第三種農地に位置づけられて、周りも、もう農地もない、で、第三種農地は転用することを許可することができるとされてありますので、今回の申請につきましては例外的に可能と判断いたします。

○1番 別に山林とって、山じゃなくても山林で……。

事務局 法務局に登録する地目として、そういった種類しかない。宅地、雑種地、山林で分類すれば山林ということに該当するかと思うんです。

会長 事務局長、いいですか。

事務局長 そうですね、今言ったとおりでと思うんですけど、去年の12月ですか、タブレットを使って無断転用のパトロールとか、試験的にちょっと、前は、昔、無断転用をしていたところを見て回るだけにしていたのを、去年から試験的に、あらかたのエリアを決めて、タブレットを基に、ずっと見て回るというのをやっていますので、だから今後、そういったところでも、一遍に全部甲佐町内を回るのは不可能ですので、エリアを大体区切ったところで、農業委員さんの部会の皆様方と一緒に回って、大分未然に防げるというか、そういう部分も出てくるのかなと思います。

会長 私がちょっと冒頭申しましたように、利用状況調査、実態調査する中以外に、常日頃の活動の中で、耕作放棄地とか変なものがあるといったときは、皆さんそれぞれが気をつけていただいて、未然に防ぐような形で活動の中で生かしていければと私も思います。よろしくお願いします。

ほかに何かございせんか。

伊豆野委員いいですか。

○5番 境委員のことに對して、またちょっとあれなんですけど、違法転用がいけないと

いうのを知らなくて転用されている人が結構あるじゃないですか。農業委員会とか農政課的には、そういうことはいけないことですよというのをアナウンスしているということはないんですね。何か広報こうさに載せて農地転用、違法転用はやめましょうとか、そういうのとか。

事務局長 今現在、広報こうさにも載せますし、ホームページのほうでも行っていますので、年に何回かの広報というか、お知らせに関しては全部やっています。あと、県のほうのやつは、なかなか住民の方に見られないんですね。おっしゃるとおり、広報こうさ辺りが一番有効なのかなというので、そこでずっとちょっと広報というのは今からもちよとしていきたいなというふうには思います。

○5番 結構目立つように書かれたほうが、結構大きな見出しでどんと、「やめましょう」みたいな感じで、何か一棹もらったら、そういう中身にちよとしてもらおうと、もつと分かりやすいかなと。

事務局長 分かりました。

会長 ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

○14番 固定資産の評価額というのが、用途変更とか、どれぐらいがどれかちよと分からないんですけど、この15年前に、田んぼと山林は山林の方が高い……。

事務局長 安いです。

○14番 安いですよね。そういうときの返還とか、そういうのも全然ないんですか。15年前の……。

事務局長 私、今、税務課じゃないのであれですけども、基本的には、税務課の場合、今やっているのが、その地目が変われば、そこで評価について、前は田んぼのまま、登記種目が田んぼだったら田んぼで課税するというのを今ずっとやっています。今回この転用になって、山林に変われば、地目変更がなされた後から、その次の年からは山林の評価になるので固定資産税も下がっていくというような、多分、今のやり方はそうだろうと思います。

○14番 逆の場合もある……。

事務局長 もちろんそうです。

○14番 追徴はしないということですね。

事務局長 はい、その地目が変わった段階から……。

○14番 発生する。分かりました。

会長 よろしいですか、中村委員。

ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1と2につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけ、県のほうへ送付してまいります。

それでは、議案第22号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、7ページをお願いいたします。

議案第22号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。令和5年9月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、8ページをお願いします。

議案第22号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番について審議したいと思います。

それでは、6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の五嶋です。それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 説明申し上げます。地図につきましては、お手元の資料9ページのほうに添付しておりますが、前のスクリーンで御説明申し上げたいと思います。

右端上のほうに龍野小学校、左端に緑川団地、そして保育園がこの位置にきておまして、赤い印のところは今回の申請地であります。たしか4月くらいに、この左隣のほうが、やはり無断転用をやったので、転用申請が出されたところなんです。そのときには今回の申請地はまだ相続手続が済んでなく、今回、相続手続が完了したため、改めて転用申請ということで上がってきておることを申し添えておきます。

場所については以上です。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、6番委員の五嶋委員より説明をいたします。

○6番 6番委員の五嶋です。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を無償で譲り受け、園庭を増設するために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を

農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の、転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、農業公共投資の対象となった農地であるため、第一種農地に該当すると思われます。

2については、第一種農地の転用は原則できませんが、第一種農地の例外規定である「既存施設の拡張」に該当するため、例外的に転用は可能だと思います。

3については、無断ではありますが、既に転用されているため問題ありません。

4については、既に周囲にブロック積が設置されており、土砂の流出や周囲の営農に支障を及ぼすおそれはありません。

5については、問題ないと思われます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。8番委員の平井委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の平井です。

先月の8月29日に、会長、五嶋委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字上早川字尾ノ上にある農地で、第一種農地に該当すると思われます。しかしながら、例外規定に該当するため、転用は可能だと思います。

以上です。

会 長 ただいま、8番の平井委員から現地調査の報告、また、6番委員の五嶋委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、例外規定に該当するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

何か御意見ございませんか。

質問がないようですので、それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をしまいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

それでは、6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の五嶋です。

それでは、番号2番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用

の理由を読み上げ)

会 長
事務局

続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

説明申し上げます。お手元の資料10ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのように御説明申し上げたいと思います。

左下、こちらに龍野小学校、その上のほうに龍野ふれあい広場がございます、そこから県道稲生野甲佐線をずっと上早川五区のほうに行きますと、途中県道沿いがございます、この赤く記したところが今回の申請地になります。

場所については、以上でございます。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番

6番委員の五嶋です。それでは、説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、資材置き場を建設するために転用申請するものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。お手元のラミネートの資料の、転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、広がり10ヘクタール以下で公共投資の対象となっていない農地であるため、第二種農地に該当します。

2については、第二種農地の転用は、「申請農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則許可することができない」とされておりますが、ほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

3については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、整地程度で、被害発生防止のため、万全の注意をもって整地をするとされております。周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われれます。

5については、問題ないと思われれます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長

現地調査を行っております。8番委員の平井委員から説明をお願いします。

○8番

8番委員の平井です。

先月の8月29日に、会長、五嶋委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字上早川字下知行にある農地で、第二種農地に該当します。ほかに代わる適地がないと思われれますので、転用は可能だと思います。

会 長

ただいま、8番の平井委員から現地調査の報告、また、6番委員の五嶋委員から、

転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号から第6号のいずれにも該当しないため、転用は可能と判断するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番
事務局 この申請地の両隣は耕作地ですか。放棄地になっている。
左側は栗畑で、一応管理はされております。ただ、右側の農地につきましては同じような状況でございます。

以上です。

会 長 境委員、よろしいですか。
ほかに何か御意見ございませんか。

伊豆野委員、どうぞ。

○5番
事務局 場所を、もうちょっと説明してほしいですね。その下にくねくね曲がった道があるじゃないですか。

これは、宮ノ尾川がこのように……、河川ですね。左岸側が、皆さんから見られると下側、こちらに管理道が通っています。ずっと宮ノ尾川が、こう流れていて、こちらが田代のほうから来ております、龍野川、宮ノ尾川、それと県道の稲生野甲佐線、六谷のほうに行く……。

○5番
事務局 ということは……。

六谷に向かって右側。

○5番
会 長 すいません、分かりました。ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号2番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をさせていただきます。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

それでは、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番
事務局 13番委員の緒方です。

それでは、番号3番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 説明申し上げます。地図につきましては、お手元11ページに添付しておりますけ

れども、前のスクリーンで御説明申し上げたいと思います。

こちらが上糸田の集落、そして、こちら下のほうに糸田堰がございます。今回の申請地は、この赤く丸したところの中、この細長いところが狭いということで転用申請が上がってきているところです。

場所については、以上でございます。

会 長 続きます、転用申請に係る可否の判定について、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。それでは説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、通路にするために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。それでは、お手元のラミネートの資料の、転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

1については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、集落内にある、広がり10ヘクタール以下で公共投資の対象となっていない農地であるため、第二種農地に該当します。

2については、第二種農地の転用は、「申請農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則許可することができない」とされておりますが、ほかに適地はないため転用は可能だと思えます。

3については、資金計画書、残高証明書も添付されているため、事業の実現性については問題ありません。

4については、現道の拡幅であり、大きな形状変更もないため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思えます。

5については、問題ないと思えます。

6については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上で説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。6番委員の五嶋委員から説明をお願いします。

○6番 6番委員の五嶋です。

先月の8月29日に、会長、平井委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字糸田字村内にある農地で、第二種農地に該当します。ほかに代わる適地はないため、転用は可能だと思えます。

以上です。

会 長 ただいま、6番委員の五嶋委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から、転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号から第6号のいずれにも該当しないため、転用は可能と判断するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

境委員、どうぞ。

○1番 事務局 現在使われている道は、これ私道なんですか、区道なんですか、町道ですか。里道。

○1番 事務局 林道。

○1番 事務局 里道。さとみち。

○1番 事務局 ああ、里道。じゃあ村か何かですか。個人じゃなくて。

○1番 事務局 今回の申請は、この畑の部分を現道の端から1メートルほど。その部分は私道になる。今、映っておりますが、この奥に今回、転用申請人が……。

○1番 事務局 じゃあ、その方のみしか使えない道で……。

○1番 事務局 いえいえ。もう1軒、ここにもありますけども、本人さんが使うのはこの部分で、個人で道を造りたいとおっしゃって、一番突き当たりのお宅になります。

○1番 事務局 大体、公道というか、皆さんが使われるんだったら、その私道にするならトラブルが発生……。

○5番 事務局 結構聞きますよね。

○1番 事務局 うちの道ば通んなとか。別にそれやったら……。

○1番 事務局 現在軽とかは通っていますので。

○1番 事務局 今回、住宅を建て替えるのに狭すぎると。作業車等が通るのに。

○1番 事務局 どうしても、その道が欲しかわけですね。

○5番 事務局 結構値段が高かったけんですね。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 事務局 えらい金額が高いもんで。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

河嶋委員。

○12番 事務局 この畑を分筆してあると思いますけども、分筆の費用が大体どのくらいかかっていますかね。

○12番 事務局 行政書士の先生次第だろうと思います。こういう価格はないと思います。

○12番 事務局 売った方が払うのか、買った方が払うのか。

○12番 事務局 それも話し合いだと思います。通常は、買われる方のほうが登記されるというのが通常ですけれども、そこは分かりません。

○12番 事務局 結構価格があったけん。

○1番 事務局 もう1点確認ですけど、今、現状の道の1メートルぐらい取ってずっと行く……。

○1番 事務局 そうです、そうです。

○1番 事務局 そこは何メートルぐらいあるんですか。

○1番 事務局 現道が2メートル30くらいだったと思います。この里道のほうは。そこからはま

た、1メートル奥に相談できたというふうに聞いております。ちょっと分かりにくいでしょうけども、この際に木杭が打ってございます。この電柱のところ。この幅というふうに聞いております。

○1番
事務局
会 長

これ電柱なんかも……。

電柱も移設します。

よろしいですか。

ほかに何かありませんか。

それでは、ほかにはないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号3番については、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付してまいります。

続きまして、議案第23号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、12ページをお願いします。

議案第23号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について諮問。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので意見を求めるものでございます。

令和5年9月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の13ページをお願いいたします。

甲農第1043号、令和5年8月25日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、奥名克美。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について諮問。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

続いて14ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表令和5年度第6回です。まずは総括表で説明いたします。

今回は、賃借権、使用貸借権については、いずれもございません。所有権移転について、田が2筆の2,759平米となります。

委員の皆様にご審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会長 それでは次、15ページをお願いします。

議案第23号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について審議します。

番号1番について、この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明します。

申請地は、こちら赤色の部分です。こちらに甲佐神社がございまして、今回の申請地はこちら甲佐神社から東方向に約165メートル、県道三本松甲佐線沿いに1筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は、人農地プランで位置づけられた地域の担い手で、主に米の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 この上揚の宮上は基盤整備事業の対象区だと思いますけど、この面積が加算されて、次の換地委員会か何かで、また分配という形になるんですか。

事務局長 一応ここについて、今度の中山間村の整備事業で換地計画があるところなんです。今のところ換地計画がつくってありまして、工事は恐らく来年度ぐらいからちょっと入るような計画になっています。今のところ、この売買をされて、まずベースの換地、従前のところのこの374平米が、この場合は所有権移転されるということで、そのあと換地の、その面の区割り、そこで面積というのは恐らく増減、広がったりする可能性が非常に高いということで、そこから面積が増えて、その分で増えたら逆に追加で、面積が減ったら、その分清算でもらえるというような形になる。これが、あくまでベースになるということです。

以上です。

- 会長 境委員、よろしいですか。
ほかに何か御意見ございませんか。いいですか。
それでは、ほかにはないようでございます。
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり承認をいたします。
続きまして、番号2番について審議したいと思います。
この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買上げた農地を担い手に売り渡す案件です。
それでは、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 説明します。
(申請人の状況・申請土地の状況・相手方の状況・契約の種類を読み上げ)
次に、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。
こちらは、九州自動車道が走っておりまして、こちらが県道嘉島甲佐線です。こちらにダイハツさんがございまして、今回の申請地の赤色の部分ですが、こちらダイハツさんから西へ約900メートルのところに1筆あります。
最後に、相手方の状況について説明いたします。
相手方は認定農業者で、主に花木、米の作付をされています。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われれます。
以上で説明を終わります。
- 会長 ただいま、事務局から番号2番について説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
境委員。
- 1番 さっき説明があったんですけど、花木じゃなくて花卉でしょ。切り花ですね。この前の賃借権の場所とは、また違う場所でしょ。全然遠いですね。周辺はやっぱ稲作でしょう。ここの譲受人は、大体電照菊が主と思うんです。うちなんかも一回、防犯灯で電照の明かりが漏れて、青米になって集荷ができなかったという状況がありました。電照漏れとかそういうとを、ある程度周辺の人に迷惑がかからないような状態でされることをお伝えくださいという……。
- 3番 この田んぼの横が、弟さん名義の田んぼが3反あるとですよ。その横だから6反になるし、弟と一緒に作っとるもんですけん、一緒に作ったらよくはないかということ。花はそこには全然入れません。
- 1番 電照系があると、どうしても……。

- 3番
事務局長 まあ、電線がないけん。
計画としては米という事で。
- 3番
会 長 米と大豆。
よろしいですか。ほかに何か御意見ございませんか。
それでは、ほかにはないようでございます。
それでは、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号2番については原案のとおり承認をいたします。
以上で、本日用意しております議案は全て終わりましたが、次に、その他のほうで報告事項ということで、非農地証明願について、事務局。
- 事務局長 それでは、説明いたします。一番最後の18ページをお願いいたします。
非農地証明願について、農地法第二条第1項の規定に基づき非農地証明願がありましたので、農地管理部会により、現地調査の上、農地に該当するか否かの判断をなされたので、御報告をしていただくものとなっております。
以上です。
- 事務局 事務局より、場所の説明を申し上げたいと思います。よろしいですか。
地図につきましては19ページ、お手元に資料を用意してございますが、前のスクリーンで御説明申し上げたいと思います。
右手に、下から上のほうに緑川が流れておりまして、こちらに安津橋、星の川団地。で、県道の今吉野甲佐線が、乙女小学校のほうにこのように通っております。で、船津、迫集落。で、県道の町道との交差点、こちらから美里町のほうに町道が行っておりますが、この交差点から南に約350メートルほど下ったところ、この赤く示したところが今回の非農地証明願が出された申請地でございます。
場所につきましては、以上でございます。
- 会 長 それでは、現地の状況、非農地の判断に係る可否の判定について、農地管理部会長で、8番の平井委員から説明をお願いします。
- 8番 8番委員の平井です。それでは、説明します。
今回の非農地証明願は、所有者から農地として復元することが困難で、復元しても、継続して利用することができないため、非農地証明書の交付を申請されたものです。
先日の8月29日に、会長、農地管理部会の五嶋委員、草場委員、境委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、大字船津字馬門にある農地2筆で、農地の状況としては、農地全体が長年管理されておらず、雑木、竹等が生い茂り、森林の様相を呈した状況でした。
このことにより、今回の申請の土地の状況を非農地証明の基準に照らし合わせた

結果、非農地証明基準の3「荒廃農地のうち、農地と利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力または農業用機械では耕起、整地できない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備、基盤整備事業の実施等が計画されていない土地」で、アの「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると思われるため、農地法第2条第1項の規定にある農地には該当しないと判断いたしました。

また、非農地証明をしたことによる周囲の営農に支障はないと思います。

以上、報告を終わります。

会 長 ただいま、農地管理部会長で8番の平井委員から現地の状況報告、また、非農地証明の基準に照らし合わせた結果、農地に該当しないと判断したとの報告がありました。

このことにより、当委員会は、非農地として証明することといたします。

以上で、本日予定していた議案は全て終了いたしました。

事務局長 それでは、長時間にわたりお疲れさまでした。

これをもちまして、第6回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

10 番

11 番